

令和7年度構成世帯調査に関するQ & A

令和7年8月 地域づくり推進課

Q 1 調査の目的は何か？

A 1 各住民自治協議会における構成世帯数等を照会し、次年度の地域づくり推進交付金の基本項目世帯割部分を算定する根拠とします。

Q 2 調査基準日はいつか？

A 2 令和7年10月1日を基準日とします。

Q 3 調査対象はだれか？

A 3 広報紙等を民間事業者が配付する地域は、住民自治協議会の活動に取り組んでいる「構成世帯」を対象とし、広報紙等を住民自治協議会が配付する地域は、構成世帯に加えて構成世帯に該当しない世帯や事業所の「広報紙等の配付先」も対象とします。

Q 4 住民自治協議会の構成世帯とは何か？

A 4 回覧及び住民自治協議会からの文書等が閲覧でき、自治会長等を通じて住民自治協議会と連携するなど、住民自治協議会と双方向の連絡体制が構築されている世帯のことをいいます。

Q 5 広報紙を配付しているだけで、回覧文書が閲覧できない世帯は、構成世帯といえるか？

A 5 専ら広報紙を配付しているだけで、回覧やその他の文書の閲覧をする体制ができていない世帯は、住民自治協議会と双方向の連絡体制が構築されていないため、構成世帯とはいえません。

Q 6 住民自治協議会に参画する各種団体や事業所等は構成世帯か？

A 6 各種団体や事業所等は、地域住民が居住する世帯とはいえないため、会費を納める等の活動実態がある場合でも、構成世帯には該当しません。

Q 7 同一の敷地や住居内でいわゆる二世帯同居をしている家族はどうなるか？ (広報紙等は2部届けている。)

A 7 それぞれの世帯で地域内における活動実態（例：それぞれの世帯が会費を納入し、地域活動に参画するなど）があるなど、当該世帯において相応の義務が履行され、世帯分離が認知されている状況であれば、どちらの世帯も構成世帯とします。一方の世帯のみに活動実態が認められる場合は、その世帯は構成世帯となり、もう一方の世帯は、構成世帯に該当しない広報紙等の配付先となります。

令和7年度構成世帯調査に関するQ & A

令和7年8月 地域づくり推進課

Q8 回覧文書は閲覧できるが、行事参加などの活動は殆どしない世帯がある。この世帯は構成世帯といえるか？

A8 地域活動への関わり方は世帯によって様々ですので、活動実態が希薄であっても、回覧文書の閲覧によって地域情報を受けることができ、自治会長等がその世帯の連絡先を把握するなど、地域において認知されている状況があれば、住民自治協議会と双方向の連絡体制が構築された構成世帯といえます。

Q9 調査報告後に世帯数が変わった場合、報告が必要か？

A9 今回の調査は令和7年10月1日現在の世帯数を報告いただくものですので、提出後に世帯数の変動があった場合の報告は必要ありません。ただし、広報紙等の配付部数や回覧部数に変更があった場合は、住民自治協議会を通じて市地域づくり推進課へご連絡ください。

Q10 世帯主氏名を調査していたこととの整合性はどうなるのか？

A10 令和4年度までは、参画する地域住民の活動量に応じた交付金額を算出するため、活動に取り組んでいる構成世帯を判定する方法として、世帯主氏名の調査をお願いしていました。その後、住民自治協議会の持続的な活動を支えるため、事務負担の軽減を図る必要があることなどを踏まえ、氏名の調査を廃止したのですが、個人情報保護法を遵守したうえで、各住民自治協議会の責任において氏名の調査を継続することを妨げるものではありません。

Q11 住民基本台帳又は国勢調査の数値を使えばよいのでは？

A11 地域づくり推進交付金は、地域活動に充当することを目的としており、住民自治協議会の活動に取り組んでいる世帯（構成世帯）数に応じた算定をしています。つまり「構成世帯」とは住民自治協議会と双方向の連絡体制が取れることで、地域のまちづくりに主体的に参画できる世帯ということになります。「構成世帯」を増やせば、地域のまちづくりに主体的に取り組む世帯が増え、より活発でより地域の特性を活かしたまちづくりができるという効果を期待しています。自分たちのまちを自分たちでつくるという目的のもと、地域における実態把握や今後の自治協活動を進める上でも有益な情報であることを鑑みていただき、調査に取り組んでいただくようお願いします。